

都市農村共生・対流総合対策交付金費用対効果算定に関する留意事項について（案）

都市農村共生・対流総合対策交付金により実施する事業については、「都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領」（平成〇年〇月〇日付け農振第〇〇〇号農村振興局長通知）第5の1の(12)において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）を参考にして、投資効率を算定することとされているところであるが、その算定に当たっては、当該通知によるほか、下記によるものとする。

記

第1 費用対効果分析の算定方法

- 1 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に掲げる効果項目ごとの年効果額を合計して算定するものとする。
なお、第2以外の効果項目について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合には、その内容及び算定方法を明らかにした上で、当該効果を算入することができるものとする。
- 2 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下経費の総額とする。
- 3 効果額の算定は、都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成〇年〇月〇日付け農振第〇〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の3の具体的な事業内容（1）のア、イ又はエの単位で行うことを基本とする。また、オについては、一体的に整備するア、イ又はエと併せて効果額を算定するものとする。
- 4 交付対象事業（実施要綱第2の3に規定する交付対象事業をいう。以下同じ。）の効果が及ぶ地域において、当該交付対象事業以外の事業を実施しようとする場合には、複数の事業により効果が重複して計上することを避けるため、年総効果額を事業間で按分するものとする。この場合には、年総効果額を事業ごとの事業費の割合に応じて按分する等、地域において適当と考えられる客観的な方法によって算定を行うものとする。
- 5 算定の基礎となる現在の数値は、農林業センサス、漁業センサス、木材統計等指定統計（統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計をいう。）、地方自治体又は農林漁業団体の農林水産物の生産・出荷・価格に関する各種の調査等であって、可能な限り公表されている数値を活用するものとする。
また、算定の基礎となる計画の数値については、実施要綱第5の1に規定する共生・対流促進計画の区域に係る農林漁業及び農山漁村に関する各種計画等との整合性を図り、適切に設定するものとする。

第2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算定に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

また、データの出典も併せて記述するものとする。

なお、年効果額の算定表の様式については、年効果額の算定に当たって農林水産省が適当と判断する場合には、当該様式を変更することができるものとする。

1 観光活用に係る効果

(1) 農林水産物販売促進効果

農林水産物販売促進効果とは、整備する施設等に地域の農林水産物を提供することによって、販売が増加する効果をいう。

年効果額は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知。以下「プロ交算定要領」という。）第4の3の（1）を参考として算定するものとする。

(2) 農林水産物流通・販売経費節減効果

農林水産物流通・販売経費節減効果とは、整備する施設等に地域の農林水産物を提供することによって、流通・販売経費が節減される効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の3の（2）を参考として算定するものとする。

(3) 農山漁村文化理解醸成効果

農山漁村文化理解醸成効果とは、農山漁村地域をゆとりとやすらぎの場、自然とのふれあいの場等として活用することによって得られる効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の3の（3）を参考として算定するものとする。

(4) コミュニティ活動促進効果

コミュニティ活動促進効果とは、整備する施設等において、利用者が地域コミュニティ活動を促進することにより、地域社会が活性化する効果及び利用者が研修等を行うことにより、知識・技術等が向上する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の4の（1）を参考として算定するものとする。

(5) 地域資源加工効果

地域資源加工効果とは、整備する施設等において、地域資源が処理加工され、製品として販売される効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の4の（2）を参考として算定するものとする。

(6) 食文化継承効果

食文化継承効果とは、整備する施設等において、地域食材が提供され、地域の食文化が普及、継承される効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の4の（2）を参考として算定するものとする。

(7) 地域農林漁業等波及効果

地域農林漁業等波及効果とは、施設での活動を基盤としたイベント等により地域農林水産物を販売する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の4の（3）を参考として算定するものとする。

2 教育活用に係る効果

(1) 農林水産物普及促進効果

農林水産物普及促進効果とは、整備する施設等において、農林漁業に親しむことにより、地域の農林水産物の普及を図る効果をいう。

年効果額は、1の（1）に準じて算定するものとする。

(2) 農林漁業理解醸成効果

農林漁業理解醸成効果とは、整備する施設等において、農山漁村地域を農林漁業の体験の場、子供達の自然学習の場等として活用することによって、農林漁業に関する理解が醸

成される効果をいう。

年効果額は、1の(3)に準じて算定するものとする。

(3) 農林漁業技術継承効果

農林漁業技術継承効果とは、整備する施設等において、農林漁業の技術に関する学習、研修等を受けることにより、農林漁業に関する技術が継承される効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の3の(3)を参考として算定するものとする。

(4) 地域農林漁業等波及効果

地域農林漁業等波及効果とは、施設での活動を基盤としたイベント等により地域農林水産物を販売する効果をいう。

年効果額は、1の(7)に準じて算定するものとする。

3 定住・集住等環境整備に係る効果

(1) 定住促進効果

定住促進効果とは、整備する施設等において、農山漁村・農林漁業に親しむことにより、当該地域への定住が促進される効果をいう。

年効果額は、1の(4)に準じて算定するものとする。

(2) 集住促進効果

集住促進効果とは、整備する施設等において、一定の期間、集住することにより、利用者の地域コミュニティ活動が促進され、安心・安全な暮らしが促進される効果をいう。

年効果額は、1の(4)に準じて算定するものとする。

(3) 生活環境向上効果

① 簡易給水施設に係る効果

簡易給水施設に係る効果とは、受益者が独自に必要な生活用水を確保するため、受益各戸がそれぞれ井戸等で生活用水を確保するために要する年単位の費用を効果として代替したものとする。

年効果額は、プロ交算定要領第4の2の(1)を参考として算定するものとする。

② 簡易排水施設に係る効果

簡易排水施設に係る効果とは、施設の整備により、悪臭を防止する効果(悪臭防止効果)、ハエ等の害虫発生を減少・防止する効果(害虫減少効果)をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の2の(2)を参考として算定するものとする。

(4) 鳥獣被害防止効果

鳥獣被害防止効果とは、施設等の整備によって、鳥獣による作物等の被害に伴う生産量の減少等の防止、農業生産等の維持・継続、生産経費等の節減等が図られる効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の5を参考として算定するものとする。

4 地域産業の拡大効果

(1) 就業機会増加効果

就業機会増加効果とは、施設等の整備によって地域の就業機会が増加する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の4の(5)を参考として算定するものとする。

(2) 農林漁業生産向上効果

① 農業生産向上効果

農業生産向上効果とは、施設等の整備によって、作物の作付面積が増加すること等により、農業生産量が増加する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の1の(1)のアに準じて算定するものとする。

② 林業生産向上効果

林業生産向上効果とは、施設等の整備によって、木材等の生産面積が増加すること等により、林業生産量が増加する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の1の(1)のイに準じて算定するものとする。

③ 漁業生産向上効果

漁業生産向上効果とは、施設等の整備によって、養殖場の拡大等により、漁業生産量が増加する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の1の(1)のウに準じて算定するものとする。

(3) 地域材需要拡大効果

① 住宅における地域材需要拡大効果

住宅における地域材需要拡大効果とは、施設の整備により、木造住宅の建設が促進され、地域材の需要が拡大する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の3の(6)を参考として算定するものとする。

② 公共施設における地域材需要拡大効果

公共施設における地域材需要拡大効果とは、施設の整備により、木造公共施設の建設が促進され、地域材の需要が拡大する効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の3の(7)を参考として算定するものとする。

(4) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果とは、施設に物資・商品を提供することによって、地域商工業を始めとする関連産業の振興が図られたり、新たな地域産業が育成されたりする効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の4の(4)を参考として算定するものとする。

5 維持管理費等の節減効果

維持管理費等の節減効果とは、施設等の整備によって、維持管理又は運営に係る経費が節減される効果をいう。

年効果額は、プロ交算定要領第4の7を参考として算定するものとする。

6 その他の効果

施設等の整備によって生じる、上記1～5に係る効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき農林水産省が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第3 投資効率等の算定

第2により算定した年効果額は、以下の表にとりまとめるものとする。

1 年総効果額の総括

効果項目	年総効果額(千円)	備考
1 観光活用に係る効果		
(1) 農林水産物販売促進効果		
(2) 農林水産物流通・販売経費節減効果		

(3) 農山漁村文化理解醸成効果		
(4) コミュニティ活動促進効果		
(5) 地域資源加工効果		
(6) 食文化継承効果		
(7) 地域農林漁業等波及効果		
2 観光活用に係る効果		
(1) 農林水産物普及促進効果		
(2) 農林漁業理解醸成効果		
(3) 農林漁業技術継承効果		
(4) 地域農林漁業等波及効果		
3 定住・集住等環境整備に係る効果		
(1) 定住促進効果		
(2) 集住促進効果		
(3) 生活環境向上効果		
① 簡易給水施設に係る効果		
② 簡易排水施設に係る効果		
(4) 鳥獣被害防止効果		
4 地域産業の拡大効果		
(1) 就業機会増加効果		
(2) 農林漁業生産の向上効果		
① 農業生産向上効果		
② 林業生産向上効果		
③ 漁業生産向上効果		
(3) 地域材需要拡大効果		
① 住宅における地域材需要拡大効果		
② 公共施設における地域材需要拡大効果		
(4) 地域関連産業波及効果		
5 維持管理費等の節減効果		
6 その他の効果		
計		

(注) 該当しない項目は削除するものとする。

2 総合耐用年数の算定

施設等名	耐用年数 ①	事業費 ② (千円)	年事業費 (減価額) ③=②÷① (千円)
計	—	④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤			

(注) 「都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領」(平成25年〇月〇日付け農振第〇〇〇号農村振興局長通知) 第5の1の(12)により、投資効率を1.0とみなした事業については、上表に含めないものとする。

3 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設がある場合については、当該施設の残存価格を廃用損失額とする。残存価格は、当該施設の簿価を耐用年数で除した価額に残存年数を乗じて求めるものとする。

施設等名	金額 (千円)
計	

4 投資効率の算定等

(1) 投資効率の算定

区分	算式	数値
総事業費	①	(千円)
年総効果額	②	(千円/年)
総合耐用年数	③	(年)
還元率	④	
妥当投資額	⑤ = ② ÷ ④	(千円)
廃用損失額	⑥	(千円)
投資効率	⑦ = (⑤ - ⑥) ÷ ①	

(注) 還元率 = $(i \times (1+i)^n) \div ((1+i)^n - 1)$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 $n=③$ 総合耐用年数

総合耐用年数は小数点以下1桁、投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

(2) 投資効率を1.0とみなした施設等

施設等名	事業費 (千円)